

クリーンロード支援事業 実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は大分県が管理する道路沿線において実施されるクリーンロード支援事業の実施にあたり、事務処理等に関する必要事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、道路の環境美化等の活動に自主的に取り組む団体に対して、活動に要する費用等を支援することにより、ボランティア団体の育成と活動の継続を図り、もって県民の道路愛護気運の醸成と地域の主体性が反映された道路管理の実現を目指すことを目的とする。

(対象団体)

第3条 自治会、ボランティア団体、NPO法人等の団体（以下、各団体という。）とする。

(対象活動)

第4条 支援の対象となる活動は、「草刈り活動」と「花植え等の活動」とし、具体的には以下のとおりとする。

1 草刈り活動

支援を行う活動は、以下の（１）～（３）の範囲において草刈りを行う延べ作業面積が100平方メートル以上の草刈りとする。（支援回数は年2回以内）

また、原則として道路路肩から片側幅2メートル以内の範囲とする。ただし、以下の箇所についてはこの限りではない。

- （１）交差箇所の見通し確保など交通安全上必要と認められる箇所
- （２）景観等の理由により特に必要と認められる箇所
- （３）その他特に道路管理者が必要と認める箇所

2 花植え等の活動

支援を行う対象となる活動は以下のとおりとする。

- （１）花植え活動
- （２）街路樹の落葉清掃など（ゴミ・空き缶拾い及び側溝清掃は、規模が大きく、既に地域ボランティア活動として根付いた活動であるため、支援対象活動から除外する。）
- （３）道路構造物の落書き消し
- （４）ガードレール・カーブミラー等の清掃

(支援内容)

第5条 支援の内容は以下のとおりとする。

1 草刈り活動の支援内容

支援金は以下のとおり算出するものとする。

- (1) 交通規制が必要な箇所においては、草刈面積1平方メートル・1回当たり12円
- (2) 交通規制が不要な箇所においては、草刈面積1平方メートル・1回当たり8円

2 花植え等の活動の支援内容

(1) 以下の資材費を支援する。

- ①花の種・苗、肥料、プランター等の資材費
- ②タオル、軍手、ゴミ袋、バケツ、ロープ、草刈機の刃等の消耗品費
- ③道路環境美化活動の団体の立ち上げに必要な消耗品費等
- ④草刈り機等の燃料費、花植え管理に必要な水道料等の光熱水費

- (2) 人件費、交通費、草刈機、発電機・洗浄機などの機械類購入費などは対象外とする。
- (3) 支援金の上限金額は、1団体あたり10万円とする。
- (4) 予算上の都合により前項の規定によらず、支給額を減じることがある。

(実施計画)

第6条 各団体は作業に先立ち活動計画書を作成し、当該道路を管理する土木事務所長へ提出する。

(1) 活動計画書・・・様式1(草刈り)、様式1-2(花植え等)

2 土木事務所は提出された活動計画書をもとに、以下の資料を作成する。

(1) 実施箇所一覧表(計画)・・・様式2(草刈り)、様式2-2(花植え等)

3 土木事務所長は、第1項及び第2項の計画書等の写しを道路保全課長へ提出する。

4 花植え箇所やプランターなどの設置箇所、活動後の現状復旧などについて、各土木事務所は、活動団体と十分協議しておくこと。

(活動支援の決定)

第7条 土木事務所長は、活動支援する団体へ「活動支援決定通知書」(様式3)を交付する。

(実施期間)

第8条 事業の実施期間は、「活動支援決定通知書」に記載された「実施可能開始日」から以下の終了日までとする。

- (1) 草刈り活動の終了日 ・ ・ ・ 当該年度の10月31日
- (2) 花植え等の活動の終了日 ・ ・ ・ 当該年度の3月31日

(賠償責任保険及び傷害保険)

第9条 傷害保険及び賠償責任保険の加入手続きは、道路保全課が行うものとする。

2 賠償責任保険の内容については、以下のとおりとする。

- (1) 身体賠償 1名について5,000万円
 - 1 事故最高 7億円
 - 免責金額 なし
- (2) 財物賠償 1事故 3,000万円
 - 免責金額 なし

3 傷害保険の内容については、以下のとおりとする。

- (1) 死亡・後遺障害保険金 1,000万円
- (2) 入院保険日額 8,000円
- (3) 通院保険日額 5,000円

(作業中看板)

第10条 活動のPRや注意喚起のための作業中看板、カラーコーン、安全ベストなどについて、実施団体から土木事務所あて希望があった場合は、無償で貸与できるものとする。

2 土木事務所において作業中看板等の購入が必要な場合は、道路保全課と協議するものとする。

(完了報告)

第11条 各団体は作業完了後、完了報告書を作成し、当該道路を管理する土木事務所長へ提出する。

- (1) 完了報告書 ・ ・ ・ 様式4（草刈り）、様式4-2（花植え等）

2 土木事務所は完了報告を受けた後に、完了確認を行い、完了報告書の土木事務所完了確認欄に必要事項を記入する。

3 土木事務所は提出された完了報告書をもとに、以下の資料を作成する。

(1) 実施箇所一覧表（実績）・・・様式5（草刈り）、様式5－2（花植え等）

(2) 実施箇所位置図（実績）・・・様式6（草刈り、花植え等）

4 土木事務所長は、第1項及び第2項の完了報告書等の写しを道路保全課長へ提出するものとする。

（支援金の交付）

第12条 土木事務所は、前条の完了確認後に各団体へ第5条で算出した支援金を交付する。（事前に「債権者登録入力票」（様式7）を受理しておくこと。）

なお、各活動に対する謝礼としての報償費であるため、団体からの請求書は不要である。

（感謝状の贈呈）

第13条 各活動を過去3年間継続して行った団体に対して、感謝状を贈呈する。

2 感謝状の贈呈は、毎年『土木の日（11月18日）』に近い日程で、各土木事務所が定める日に行うものとし、感謝状は各土木事務所において作成し、土木事務所長から贈呈する。

3 土木事務所長は贈呈後すみやかに感謝状贈呈状況報告書（様式8）により道路保全課長へ報告するものとする。